

保健所政令市移行に向けて整備する
審査基準等の考え方

茅ヶ崎市

保健所政令市移行に向けて整備する審査基準等の考え方について

1 保健所政令市への移行について

本市は、平成29年4月に保健所政令市に移行して市保健所を設置し、神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所等で実施している地域保健・公衆衛生業務を引き継ぎ、市民の健康を守り、さらに増進させ、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2 行政手続法について

保健所が担う業務には、公衆衛生を確保する観点から、市民や事業者のみなさまに義務を課し又は権利を制限するものが多くあり、その中には、営業の許可等の申請について許可若しくは不許可とする処分（以下「申請に対する処分」という。）及び許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする処分（以下「不利益処分」という。）等が含まれています。

行政手続法（平成5年法律第88号）では、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、申請に対する処分及び不利益処分等を行う際の具体的な判断基準等を予め定めることとされており、本市では市保健所の設置にあたり、許可等の申請について許可若しくは不許可を判断するための具体的な基準（以下「審査基準」という。）及び不利益処分を行うのかどうか、どのような内容・程度の処分を行うのか等を具体的に定めた基準（以下「処分基準」という。）等の整備を進めています。

3 本市の基本的な考え方

市保健所の設置・運営に必要な条例等につきましては、平成28年7月1日から8月3日までパブリックコメントを実施し、条例等の整備におきましては、原則として現在の神奈川県の規制の基準等を参考に市保健所運営に必要な条例等における規制の基準等を定めることとし、行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな業務の移管を目指すという基本的な考え方を明示し、市民のみなさまからのご意見

をいただき、それを踏まえて個々の条例案を作成し、平成28年市議会第4回定例会に提案いたしました（既存の条例の一部改正等につきましては、平成29年市議会第1回定例会へ提案する予定です。）。

本市は、審査基準、標準処理期間及び処分基準等（以下「審査基準等」という。）の整備におきましても、これらの条例案との整合性を図るため、条例等の整備における基本的な考え方を継承し、原則として神奈川県が設定している審査基準等を参考に個々の審査基準等の設定を進めてまいります。

4 個々の審査基準等の設定における留意事項

- 1 参考資料として添付している「申請に対する処分基準・標準処理期間総括表」及び「不利益処分の処分基準 総括表」（以下「審査基準等の総括表」という。）につきましては、現在設定を進めている審査基準等に係る各個票を一覧に表示したものです。本市と神奈川県の審査基準等の総括表及び個票の様式には、記載する項目等に差異がありますが、本市では前段のとおり、原則として現在神奈川県が設定している審査基準等と同様の基準等を設定する方向で、各個票等の作成を進めております。
- 2 神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所等で実施している地域保健・公衆衛生業務には、一部本市に権限が移譲されない業務がありますが、本市の審査基準等の設定におきましては、神奈川県の審査基準等のうち本市に権限移譲される業務に係るもののみを参考にしております。
- 3 現在、本市の環境部が所管している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、墓地埋葬等に関する法律、水道法及び茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に係る事務が市保健所の所管となることに伴い、当該市既存事務に係る審査基準等を市保健所へ移管することとします。

なお、保健所政令市移行に伴い神奈川県から本市に移譲される事務のうち、浄化槽法に係る事務につきましては環境部が所管します。

参 考 資 料 目 次

項 目	頁
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表（（仮称）保健所地域保健課）	5
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表（（仮称）保健所環境衛生課）	7
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表（（仮称）保健所食品衛生課）	1 3
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表（環境部環境保全課）	1 5
不利益処分の処分基準 総括表（（仮称）保健所地域保健課）	1 7
不利益処分の処分基準 総括表（（仮称）保健所環境衛生課）	1 9
不利益処分の処分基準 総括表（（仮称）保健所食品衛生課）	2 3
不利益処分の処分基準 総括表（環境部環境保全課）	2 5

※ 各総括表の見方については、次ページのとおりです。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 及び不利益処分の処分基準 総括表の見方

第1号様式

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

許認可等を所管する課名を記入しています。

部課等名 (仮称) 保健所▲▲▲▲課

許認可等の根拠となる法律、法律に基づく命令、市又は県の条例等の名称を記入します。

番号	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
1	●●●●法	3-1	■●●●の許可	○	○
2	●●●●法	5	■●●●の変更許可	○	○
3	●●●●法	1 1-2- ④	■●●●の許可	△	○
4	◆◆◆法	7-2	■●●●の登録	×	×

(条) (項) (号)
算用数字-算用数字-○数字
(例) 第1条第2項第3号
→ 1-2-③

審査基準の設定状況により、次のように記入します。

- 1 設定する予定のもの・・・○印
- 2 設定する予定があるが公にできないもの・・・△印
- 3 設定しない予定のもの・・・×印

標準処理期間の設定状況により、次のように記入します。

- 1 設定する予定のもの・・・○印
- 2 設定しない予定のもの・・・×印

審査基準を設定しない場合の理由 (×印の場合)

- 1 許認可等をするかどうかの判断基準がその法令等の定めにおいて具体的に規定され尽くしている場合
- 2 許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合
- 3 処分の先例がない場合又は処分がまれである場合で、法令の定め以上に具体化することが困難な場合
- 4 具体的基準として定めることが技術的に不可能な場合

第3号様式 不利益処分の処分基準 総括表については、「期間」欄 (標準処理期間の設定状況) がないことのほかは、第1号様式 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表と見方は同様です。

処分基準を設定しない場合の理由 (×印の場合)

- 1 不利益処分をするかどうかの判断基準がその法令等の定めにおいて具体的に規定され尽くしている場合
- 2 不利益処分の先例がなく、又、今後とも不利益処分を行うことが見込まれない場合であって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合
- 3 当該不利益処分の性質上、あらかじめ具体的基準として画一的に定めることが技術的に困難な場合

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

部課等名（仮称）保健所地域保健課

番号	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
1	医療法	4-1	地域医療支援病院の承認	○	○
2	医療法	7-1	病院等の開設許可	○	○
3	医療法	7-2	病院等開設許可事項変更許可	○	○
4	医療法	7-3	診療所の療養病床の設置許可及び療養病床を有する診療所の許可事項の変更許可	○	○
5	医療法	12-1ただし書	開設者自身による管理免除許可	×	○
6	医療法	12-2	2以上の病院等の管理許可	○	○
7	医療法	16ただし書	病院における医師の宿直免除許可	○	○
8	医療法	18ただし書	専属薬剤師設置免除許可	×	○
9	医療法	27	病院等の構造設備使用許可	×	○
10	死体解剖保存法	2-1	死体解剖の許可	×	○
11	死体解剖保存法	9	死体解剖の場所の許可	○	○
12	死体解剖保存法	19-1	死体保存の許可	○	○
13	歯科技工士法	26-1-④	広告事項に関する許可	○	○
14	臨床検査技師等に関する法律	20の3-1	衛生検査所の登録	×	○
15	臨床検査技師等に関する法律	20の4-1	登録衛生検査所の検査業務の登録の変更	×	○
16	臨床検査技師等に関する法律	19-1	衛生検査所の登録証明書の再交付	×	○

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

部課等名（仮称）保健所環境衛生課

番号	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
1	理容師法	11の2	理容所の使用前の検査	×	○
2	理容師法施行細則	4-1	理容所検査確認済証の再交付	×	○
3	美容師法	12	美容所の使用前の検査	×	○
4	美容師法施行細則	4-1	美容所検査確認済証の再交付	×	○
5	興行場法	2-1	興行場の営業許可	○	○
6	興行場法施行細則	4-1	興行場営業許可証の再交付	×	○
7	旅館業法	3-1	旅館業の営業許可	○	○
8	旅館業法	3の2-1	旅館業経営の地位の承継の承認	○	○
9	旅館業法	3の3-1	旅館業経営の地位の承継の承認	○	○
10	旅館業法施行細則	4-1	旅館業営業許可証の再交付	×	○
11	公衆浴場法	2-1	公衆浴場の営業許可	○	○
12	公衆浴場法	4ただし書	患者を入浴させるための許可	○	○
13	公衆浴場法施行細則	4-1	公衆浴場営業許可証の再交付	×	○
14	クリーニング業法	5の2	クリーニング所の使用前の検査	×	○
15	クリーニング業法施行細則	5-1	クリーニング所検査確認済証の再交付	×	○
16	温泉法	15-1	温泉の利用の許可	○	○
17	温泉法	16-1	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認	×	○
18	温泉法	17-1	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認	×	○
19	化製場等に関する法律	2-2	死亡獣畜取扱場外における処理の許可	×	○

20	化製場等に関する法律	3-1	化製場等の設置の許可	×	○
21	化製場等に関する法律	8	魚介類鳥類等製造及び貯蔵施設の設置の許可(第3条の規定の準用)	×	○
22	化製場等に関する法律	9-1	動物の飼育又は収容の許可	×	○
23	と畜場法	4-1	一般と畜場及び簡易と畜場の設置の許可	×	○
24	と畜場法	12-1	と畜場使用料又はとさつ解体料の認可等	○	○
25	と畜場法	14-1	とさつする獣畜の検査	×	○
26	と畜場法	14-2	解体する獣畜のとさつ後検査	×	○
27	と畜場法	14-3	獣畜の解体検査	×	○
28	と畜場法	14-3-②	獣畜の皮等の持出しの許可	×	○
29	と畜場法	14-4	獣畜の解体を行った場所外に持ち出す獣畜の検査	×	○
30	と畜場法	14-4	獣畜の解体を行った場所外に持ち出す獣畜のとさつ後検査	×	○
31	と畜場法	14-4	獣畜の解体を行った場所外に持ち出す獣畜の解体検査	×	○
32	と畜場法	14-4	獣畜の皮等の解体を行った場所外への持出しの許可	×	○
33	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	9	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請	○	○
34	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	9-9	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可証及び従事者証の再交付申請	×	○
35	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	19-5	鳥獣の飼養登録の更新申請	○	○
36	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	19-6	鳥獣の飼養に係る登録票の再交付申請	×	○

37	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	24-1	販売禁止鳥獣等の販売の許可申請	○	○
38	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	24-6	販売禁止鳥獣等の販売に係る許可証の再交付申請	×	○
39	墓地埋葬等に関する法律	5-1	改葬の許可	×	○
40	墓地埋葬等に関する法律	10-1	墓地等の経営の許可	○	○
41	水道法	32	専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認	×	○
42	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	4-1	薬局開設の許可	○	○
43	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	4-4	薬局開設の許可の更新	○	○
44	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7-3ただし書	薬局の管理者の兼務の許可	○	○
45	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	12-1	薬局製造販売医薬品製造販売業の許可	○	○
46	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	12-2	薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新	○	○
47	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	13-1	薬局製造販売医薬品製造業の許可	○	○
48	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	13-3	薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新	○	○

	関する法律				
4 9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1 4 - 1	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認	×	○
5 0	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1 4 - 9	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認	×	○
5 1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1 7 - 4	薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の兼務の許可（第7条第3項の規定の準用）	○	○
5 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	2 4 - 1	医薬品販売業の許可（店舗販売業・卸売販売業）	○	○
5 3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	2 4 - 2	医薬品販売業の許可の更新（店舗販売業・卸売販売業）	○	○
5 4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	2 8 - 3 ただし書	店舗管理者の兼務の許可	○	○
5 5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	3 9 - 1	高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可	○	○
5 6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	3 9 - 4	高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可の更新	○	○
5 7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	3 9 の 2 - 2 ただし書	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	○	○
5 8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	4 0 の 5 - 1	再生医療等製品の販売業の許可	○	○

59	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	40の5-4	再生医療等製品の販売業の許可の更新	○	○
60	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	40の6-2ただし書	再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可	○	○
61	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	1の5-1	薬局開設の許可証の書換え交付	×	○
62	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	1の6-1	薬局開設の許可証の再交付	×	○
63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	5-1	薬局製造販売医薬品製造販売業の許可証の書換え交付	×	○
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	6-1	薬局製造販売医薬品製造販売業の許可証の再交付	×	○
65	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	12-1	薬局製造販売医薬品製造業の許可証の書換え交付	×	○
66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	13-1	薬局製造販売医薬品製造業の許可証の再交付	×	○
67	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	45-1	医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	×	○
68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	46-1	医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	×	○

69	毒物及び劇物取締法	6の2-1	特定毒物研究者の許可	○	○
70	毒物及び劇物取締法	4-1	毒物又は劇物の販売業の登録	○	○
71	毒物及び劇物取締法	4-4	毒物又は劇物の販売業の登録の更新	○	○
72	毒物及び劇物取締法施行令	35-1	毒物又は劇物の販売業等の登録票又は許可証の書換え交付	×	○
73	毒物及び劇物取締法施行令	36-1	毒物又は劇物の販売業等の登録票又は許可証の再交付	×	○
74	神奈川県海水浴場等に関する条例	9-1	海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所の設置の許可	×	○
75	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	5	小規模水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認	×	○

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

部課等名（仮称）保健所食品衛生課

番号	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
1	食品衛生法	52-1	食品営業の許可	×	○
2	茅ヶ崎市食品衛生規則	6-1	飲食店営業等許可証の再交付	×	○
3	茅ヶ崎市食品衛生規則	14-1	食品営業届出済証の再交付	×	○
4	茅ヶ崎市食品衛生規則	20-1	施設給食届出済証の再交付	×	○
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	3	食鳥処理の事業の許可	×	○
6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	6-1	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可	×	○
7	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-1	とさつする食鳥の生体の状況の検査	×	○
8	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-2	脱羽後検査	×	○
9	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-3	内臓摘出後検査	×	○
10	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	16-1	認定小規模食鳥処理業者に係る確認規程の認定	×	○
11	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	16-2	認定小規模食鳥処理業者に係る確認規程の変更の認定	×	○
12	神奈川県ふぐ取り扱い及び販売条例	8	ふぐ営業の認証	×	○

13	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例	9-3	ふぐ営業認証書の書換え又は再交付	×	○
14	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例	16-2	ふぐ加工製品取扱等届出済書の書換え又は再交付	×	○
15	魚介類行商等に関する条例	3-1	魚介類行商の営業許可	×	○
16	魚介類行商等に関する条例	3-1	魚介類加工業又は発酵乳等販売業の営業許可	×	○
17	魚介類行商等に関する条例	7-1	魚介類行商の営業区域又は取扱数量の変更の承認	×	○
18	魚介類行商等に関する条例	7-2	魚介類加工業又は発酵乳等販売業における取扱品目又は1日当たりの取扱数量の変更の承認	×	○
19	魚介類行商等に関する条例施行規則	14	営業許可証の再交付	×	○

第 1 号様式

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

部課等名 環境部 環境保全課

番号	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
一	茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	2-1 2-3	浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録	×	○

※ 新規設定分のみ記載しています。

不利益処分の処分基準 総括表

部課等名 (仮称) 保健所地域保健課

番号	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
1	医療法	23の2	病院又は療養病床を有する診療所への 人員の増員又は業務の停止命令	×
2	医療法	24-1	病院、診療所又は助産所の使用制限命令 等	○
3	医療法	28	病院、診療所又は助産所の管理者の変更 命令	○
4	医療法	29-1	病院、診療所又は助産所の開設許可の取 消し又は閉鎖命令	×
5	医療法	29-3	地域医療支援病院の承認の取消し	○
6	歯科技工士法	24	歯科技工所の改善命令	×
7	歯科技工士法	25	歯科技工所の使用の禁止	×
8	臨床検査技師等に関 する法律	20の6	衛生検査所の構造設備又は管理組織の 変更指示	○
9	臨床検査技師等に関 する法律	20の7	衛生検査所の登録の取消し	×
10	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	8-1	施術者に対する業務に関する必要な指 示	○
11	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	11-2	施術所の使用制限命令等	○
12	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	12の2- 2	医業類似行為に係る施術所の使用制限 等	○
13	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律	12の3	医業類似行為者への業務の停止又は禁 止	○

1 4	柔道整復師法	1 8 - 1	柔道整復師に対する業務に関する必要な指示	○
1 5	柔道整復師法	2 2	施術所の使用制限命令等	○

不利益処分の処分基準 総括表

部課等名 (仮称) 保健所環境衛生課

番号	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
1	理容師法	10-2	理容師の業務停止	×
2	理容師法	14-1 14-2	理容所の閉鎖命令	×
3	美容師法	10-2	美容師の業務停止	×
4	美容師法	15-1 15-2	美容所の閉鎖命令	×
5	興行場法	6	興行場の営業の許可取消又は停止	×
6	旅館業法	7の2	旅館業営業施設の構造設備の基準適合命令	×
7	旅館業法	8	旅館業営業の許可の取消又は営業の停止	×
8	公衆浴場法	7-1	公衆浴場営業の許可の取消又は営業の停止	×
9	クリーニング業法	9	クリーニング業務従事者の業務停止	×
10	クリーニング業法	10の2	クリーニング業者への必要な措置命令	×
11	クリーニング業法	11	クリーニング営業の停止、閉鎖処分	×
12	温泉法	18-5	温泉成分等の掲示内容の変更命令	×
13	温泉法	31-1	温泉の浴用又は飲用の許可の取消し	×
14	温泉法	31-2	温泉の利用の制限又は危害防止の措置命令	×
15	化製場等に関する法律	6の2	化製場等の構造設備の改善命令	×
16	化製場等に関する法律	7	化製場等の許可の取消、施設の使用制限又は禁止命令	×

17	化製場等に関する法律	8	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可取消等	×
18	化製場等に関する法律	8	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令	×
19	と畜場法	5-2	処理することができる獣畜の種類及び頭数の制限	×
20	と畜場法	8	衛生管理責任者の解任命令	×
21	と畜場法	10-2	作業衛生責任者の解任命令	×
22	と畜場法	13-3	とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法の指示	×
23	と畜場法	16-①	とさつ解体の禁止	×
24	と畜場法	16-②	獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他措置命令	×
25	と畜場法	16-③	獣畜の肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他措置命令	×
26	と畜場法	18-1	と畜場等の設置の許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは停止命令	×
27	と畜場法	18-2	とさつ若しくは解体の業務の停止又は解体の禁止	×
28	水道法	37	専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令	×
29	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	70-1	医薬品等の業務上取扱者に対する廃棄等の措置命令	×
30	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	71	薬局製造販売医薬品製造販売業者に対する検査命令	×
31	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	72-3	薬局製造販売医薬品製造販売業者に対する改善命令及び使用禁止	×

3 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7 2 - 4	薬局開設者等に対する改善命令及び使用禁止	×
3 3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7 2 の 2 - 1	業務の体制の整備命令	×
3 4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7 2 の 4	薬局開設者等に対する改善命令及び使用禁止	×
3 5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7 3	管理者の変更命令	×
3 6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	7 5 - 1	許可の取消又は業務停止命令	△
3 7	毒物及び劇物取締法	1 5 の 3	販売業者に対する廃棄物の回収等の措置命令	×
3 8	毒物及び劇物取締法	1 9 - 1	販売業者に対する設置基準に合わない場合の措置命令	×
3 9	毒物及び劇物取締法	1 9 - 2	登録の取消し	×
4 0	毒物及び劇物取締法	1 9 - 3	毒物劇物取扱責任者の変更命令	×
4 1	毒物及び劇物取締法	1 9 - 4	登録の取消又は業務停止命令	×
4 2	毒物及び劇物取締法	2 2 - 4	業務上取扱者の毒物劇物取扱者の変更命令	×
4 3	毒物及び劇物取締法	2 2 - 4	業務上取扱者に対する廃棄物の回収の措置命令	×
4 4	毒物及び劇物取締法	2 2 - 6	業務上取扱者に対する措置命令	×
4 5	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 1	小規模水道の設置者に対する小規模水道施設の改善命令	×

4 6	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 2	小規模水道の設置者に対する給水開始前の水質検査を行うべき旨の命令	×
4 7	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 3	小規模水道の設置者に対する定期又は臨時の水質検査を行うべき旨の命令	×
4 8	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 4	小規模水道の設置者に対する衛生上必要な措置をとるべき旨の命令	×
4 9	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 5	小規模受水槽水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の命令	×
5 0	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 5 - 6	小規模受水槽水道の設置者に対する管理に関する検査を受けるべき旨の命令	×
5 1	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	1 6	小規模水道又は小規模受水槽水道の設置者に対する給水停止命令	×

不利益処分の処分基準 総括表

部課等名 (仮称) 保健所食品衛生課

番号	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
1	食品衛生法	5 4	食品等の廃棄又は危害除去命令	○
2	食品衛生法	5 5	営業許可の取消又は禁止若しくは停止	○
3	食品衛生法	5 6	営業施設の改善命令、営業許可の取消し、又は禁止若しくは停止	○
4	食品衛生法	6 2 - 1	おもちゃの廃棄命令又は営業の禁止若しくは停止 (第5 4条から第5 6条までの規定の準用)	○
5	食品衛生法	6 2 - 3	学校給食等の業務禁止 (第5 4条から第5 6条までの規定の準用)	○
6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	8	食鳥処理の事業の許可の取消し等	×
7	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	9	食鳥処理場の整備改善命令等	×
8	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	1 3	食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令	×
9	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	1 6 - 6	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令	×
1 0	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	2 0	食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出の禁止等	×
1 1	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例	2 3 - 1	ふぐ営業の認証の取消し及び業務の停止等	○
1 2	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例	2 3 - 2	ふぐ加工製品販売者の販売の停止命令等	○
1 3	魚介類行商等に関する条例	1 2	許可条件又は遵守事項に係る必要な措置の指示	×

1 4	魚介類行商等に関する条例	1 2	営業の許可の取消し又は営業の停止命令	○
-----	--------------	-----	--------------------	---

不利益処分の処分基準 総括表

部課等名 環境部 環境保全課

番号	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
—	浄化槽法	7の2-3	設置後等の水質検査についての措置命令	×
—	浄化槽法	12-2	保守点検又は清掃についての改善命令、 使用停止命令	×
—	浄化槽法	12の2-3	定期検査についての措置命令	×
—	茅ヶ崎市浄化槽保守 点検業者の登録に関 する条例	12	浄化槽保守点検業者の登録の取消し等	×

※ 新規設定分のみ記載しています。

